

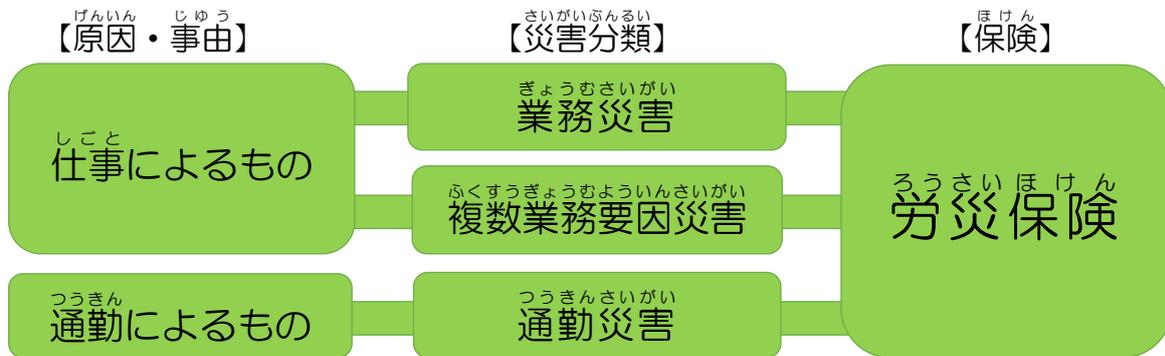
仕事中にケガをしてしまった

どうしたの？

しごとちゅう ころ 仕事中に転んでしまい、あし こっせつ 足を骨折してしまいました。
ちりょう 治療のため、ちようき にゆういん 長期で入院することになり、かいしゃ やす 会社を休んでしまい
ぎゅうりょう 給料をもらえなかった。

こんな時、どんな制度が使える？

ぎょうむじょう しごとちゅう つうきんちゅう びょうき ほしりょう
★業務上（仕事中、通勤中）にケガや病気をしたときに保障をして
くれる制度として、ろうさいほけん りりょう
労災保険が利用できます。



【対象期間】

- 事故が起きた日
- 疾病の発生が確定した日

第4日目

療養の給付（診察、手術、薬代などの負担がなく治療が受けられます）

待機期間（休業3日間）

休業補償給付等

業務災害の場合、事業主が休業補償
（平均賃金の60%以上）

休業（補償）給付の場合、給付基礎日額の60%
相当額+給付基礎日額の20%相当額

【補足】

- 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者のこと）の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことです。
- 障害が残った場合や死亡した場合も給付があります。

つか どうすれば使える？

りょうようきゅうふ ばあい
【療養給付の場合】

ひさいろうどうしゃ
被災労働者



せいきゅうしょ しょうめい
②請求書に証明



① 診察を受ける



していびょういんとう
指定病院等

③ 療養の給付請求書



せいきゅうしょ
④請求書

せいきゅうしょ
⑤請求書

とどうふけんろうどうきよく
都道府県労働局



⑥支払い

こうせいろうどうほんしやう
厚生労働本省

ここに気を付けよう！

- 指定病院とは、労災保険法の療養の給付を行うものとして
都道府県労働局長が指定する病院または診療所のことをいいます。
- 健康保険証は使えません。
- 指定病院以外で受診する場合は、一度医療費を全額負担して、後から会社経由
で労働基準監督署に請求します。
- 通勤途中の事故も労災保険で補償される場合があります。

くわ
詳しくはこちらへ

かいしゃ かんかつ ろうどうきじゆんかんたくしや
会社の管轄の労働基準監督署